

答弁書第二六九号

内閣参質一八九第二六九号

平成二十七年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員藤末健三君提出明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問
に対する答弁書

特定の書籍における個別の記述について、政府として答弁することは差し控えるが、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十七条に規定する上官の職務上の命令については、重大かつ明白な瑕疵^{かし}がある場合、すなわち、当該上官の職務上の命令が無効である場合を除き、自衛隊員はこれに従わなければならないものと考ええる。

